

電話教育相談業務委託事業候補者選考（一次審査集計結果）

項番・項目	評価の視点	配点	A事業者						B事業者						
			A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	合計	
I 業務実績について【様式4】【様式5】															
(1)専門技術力（実績）	本業務の実施に有用な実績を十分に有しているか。	20	16	16	16	16	16	16	80	16	16	16	20	20	88
一次審査 小計①		20	16	16	16	16	16	16	80	16	16	16	20	20	88
II 配置計画の評価															
1 業務従事予定者の配置計画について【様式6】															
(1)業務従事予定者の配置	業務従事予定者の配置計画及びスケジュールは電話教育相談を実施するにあたって履行に支障がない体制か。	10	10	8	8	10	8	44	8	6	6	6	6	6	32
一次審査 小計②		10	10	8	8	10	8	44	8	6	6	6	6	6	32
III 企画提案の評価															
1 本事業への考え方について【様式7】企画提案書項番1															
(1)基本方針	電話教育相談の目的を踏まえた、相談者の心理的不安を軽減し、効率的・効果的に問題解決を促進できる方針が明確に定まっているか。	30	24	24	24	24	30	126	24	24	24	24	30	126	
2 電話教育相談員について【様式7】企画提案書項番2															
(1)採用について	電話教育相談員の採用方法や採用基準等は質の高い人材を確保できるものとなっているか。	20	16	16	12	16	20	80	16	12	16	12	20	76	
(2)研修について	研修体制や研修内容は電話教育相談員の能力向上に効果的なものとなっているか。	20	20	12	12	12	16	72	20	12	16	12	20	80	
3 電話教育相談の対応方法について【様式7】企画提案書項番3															
(1)対応方法について	電話教育相談を受けるに当たり、適切な対応ができる方法を構築できているか。	30	24	24	18	24	30	120	18	18	18	18	24	96	
4 緊急時等の対応について【様式7】企画提案書項番4															
(1)トラブル発生時について	相談者とトラブル等が起こった際に迅速かつ適切な対応が可能か。	20	16	12	12	16	16	72	12	12	16	12	16	68	
(2)連携体制について	常に教育委員会及び学校と迅速かつ緊密に連携できる体制となっているか。	20	16	16	16	16	16	80	12	12	16	16	12	68	
5 プライバシーの保護について【様式7】企画提案書項番5															
(1)プライバシー保護について	相談者のプライバシー保護が十分になされるものとなっているか。	20	12	12	16	12	16	68	12	12	16	12	16	68	
一次審査 小計③		160	128	116	110	120	144	618	114	102	122	106	138	582	
IV 見積額の評価															
(1)見積額	提案内容に対する経費が妥当であり、不必要な経費増を抑えているか。費用対効果が十分に見込まれるものとなっているか。	10	8	6	6	6	6	32	8	8	8	8	10	42	
一次審査 小計④		10	8	6	6	6	6	32	8	8	8	8	10	42	
一次審査合計点（①+②+③+④）		200	162	146	140	152	174	774	146	132	152	140	174	744	

加点項目（最大5点）	配点	A事業者		B事業者		
ア 区内事業者優遇	区内事業者の場合に、1点を加算	1点	該当しない	0	該当しない	0
イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、1点を加算	1点	該当しない	0	該当する	1
ウ 障害者雇用の評価	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、1点を加算	1点	該当しない	0	該当する	1
エ 環境配慮に対する評価	ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、1点を加算	1点	該当しない	0	該当しない	0
オ 災害協定活動に対する評価	区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、1点を加算	1点	該当しない	0	該当しない	0

一次審査合計点（加点項目含む）	A事業者	B事業者
		774